

参議院内閣委員会議録第二十二号

(三四八)

第五十五回

昭和四十二年七月六日(木曜日)

午後一時十四分開会

委員の異動
七月五日

辞任

森 八三一君

補欠選任

内田 芳郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

豊田 雅孝君

石原幹市郎君

八田 一朗君

北村 暢君

内田 芳郎君

源田 柴田

玉置 和郎君

船田 讓君

内田 実君

柴田 栄君

三木與吉郎君

宮崎 正雄君

伊藤 顯道君

中村 英男君

前川 旦君

多田 省吾君

中沢 伊登子君

説明員
事務局側

常任委員会専門員

伊藤 清君

本道路公団監理

菊池 三男君

日本住宅公団総裁

林 敬三君

日本住宅公団理事

鈴田 治君

建設省都市局長

竹内 藤男君

建設省河川局長

古賀雷四郎君

建設省道路局長

蓑輪健二郎君

三橋 信一君

伊藤 清君

なお、人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
 ○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、本案の質疑を続行いたします。関係当局からの御出席は、西村建設大臣、その他政府委員の方々であります。

それでは、御質疑のある方は順次御発言願います。

○伊藤顯道君 私は、この法案に関連して二、三お伺いしたいと思いますが、まず順序として、法案そのものについて一、二お伺いしたいと思います。順序としてはまずお伺いしたいのは、先般、大臣から提案理由の説明を承りましたので、それに基づいてお伺いするわけですが、今回、中国地方建設局に用地部を新設されることになるようですが、最近の用地関係事務が非常にふえておるということ、この趨勢はどのようになつておるか、いわゆる用地事務の増ということの説明はあるけれども、その趨勢は一体どういうことになつておりますか、まずこのことからお伺いいたします。

○國務大臣(西村英一君) 全般的に用地事務がふえておりまして、実は私のほうの関係でも、地方建設局に対しても、やはり四国、北陸等も頼むくは用地部をつくりたいと思いましたが、やはり漸次進めたほうがいいだろうということになりました。そこで、今回、中國だけにお願いをした次第でござります。事務のことにつきましては官房長から御説明申し上げます。

○委員長(豊田雅孝君) 参考人の出席要求についておはかりいたします。建設省設置法の一部を改正する法律案の審査のため、本日、日本住宅公団の役職員を参考人として出席を求めるに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認めます。

移でございますが、用地補償費の金額で御説明申し上げますと、中国地建について申しますと、昭和三十九年には、用地補償関係に使いました金額が約二十一億でございます。四十年度では二十七億、四十一年度に非常にふえまして三十九億、四十一年度では四十二億程度の用地補償費が必要であるというふうな見込みになつております。中国地建におきましては急激に用地関係の仕事がふえているという状況でございます。

○伊藤顯道君 いま用地関係の費用の一端を御説明あつて、これが用地事務増の趨勢であると、こういうことであつたと思うわけですが、さらに最近の用地関係の費用を見ますると、いま一部、官房長からも御説明ございましたが、昭和四十一年度は四十一年度に比較して百二十億程度の増加になつておると思うのですが、それと四十一年度の比較をいたしましたと、約二倍と大幅にふえておるわけだと思います。これはもちろん事業量の増といふこともありましようけれども、そのほかに地価の高騰という要素も含まれておると考えられるわけであります。そこで、この用地関係費のこのように増になつたいわゆる内容について説明願いたいと思います。

○政府委員(鶴海良一郎君) 全地建を通じまして、建設省がやつております仕事のために買つております土地の面積の推移でございますが、昭和四十年度で約二千四十四万平方メートル、四十一年度にはこれが減りまして一千八百三十一万平方メートル、それが四十二年度にはまたふえてまいりまして二千五百六十八万平方メートルになつております。このように面積が四十二年度にはふえておるというものが用地費増の一つの原因でござります。もう一つは、地価が年々上がっております。単価の増がござりますし、それから工事をやります場所が年々変わつておりますが、道路等に

つきましては、次第に大きな都市周辺のバイパス等に取りかかっておりますので、買わなければならぬ土地の価格もそういう意味で上がっておりまます。平均いたしまして単価がどういうふうに動いておるかと申しますと、用地費だけで見ますと、四十年度で坪当たり二千七百三十円になつております。四十一年度では非常にふえまして三千七百九十九円、四十二年では三千九百二十円ぐらいいになるのじやないかといふように積算されております。

○伊藤謹道君 そこでなおお伺いいたしますが、最近の地価の傾向は高騰の一途をたどつておると 思いますが、政府のいわゆる地価対策、これはその後どのように進展しておるのか、ひとつ具体的に 承りたいと思います。

ございますが、三十九年の三月以降、大体一年間の半期ごとの値上がり率は六%ないし七%でございます。その後、四十一年三月、九月、四十一年三月、九月、いずれも二%ないし三%程度にだいぶ落ちてまいったわけでござりますが、本年の三月の結果によりますと五%程度にまた少し上がりぎみになつております。今回の五%程度の値上がり率は多少景気の動向に地価はおくれるというタイムラグの問題がございまして、それらが反映したのですが、しかし、いずれにいたしましても土地の値段が上がるということは非常に大きな問題でござりますので、国会におきましても三党決議案にて、土地利用計画の策定、あるいは鑑定制度の拡充等について衆議院において決議を招和三十九年

にいたしております。政府におきましても地価対策閣僚協議会をつくりまして、そこにおいていろいろ検討いたしておりますが、その結論といたしまして、やはり宅地の大量供給をやる必要がある。これは公的な宅地の供給それから民間による宅地の供給、あわせて大いにつとめる必要がある、これが一つの結論でありまして、これに基づきまして公団、公庫、あるいは民間の区画整理組

合に対する無利子の貸し付け等々によりまして宅地の開発につとめておるわけでございます。また、既成市街地、既成の宅地が非常に利用度が低いということで、これを高度利用する必要があるということとも第二の結論として出ております。これに対応いたしましては、昨年、都市開発資金制度ができまして工場等の疎開跡地を買い上げて、それを高層化していくという方針を打ち出すとともに、今国会において都市再開発法案を提出いたしまして御審議をわづらわしておるような状態であります。

をいたしましたとして、土地用制度の改善をはかる必要があるという結論が出まして、それにつきましては土地収用法の改正をやはり国会において審議を願つておるような状況でござります。さうして、二月廿日付にて、

うことが地価対策における一つの大きな柱であるということと、市街化区域、あるいは市街化を抑制すべき市街化調整区域として設定をして、開発許可制度を導入するというようなことにつきましては、都市計画法の改正案をただいま準備中でございます。また、土地の値段の形成のメカニズムが非常に、何といいますか、呼び値によつてきまるというようなことから、鑑定評価制度をつくる必要があるということで、鑑定評価制度に関する法律をさきの国会でおきめを願つたのでございまが、それに基づきまして鑑定士の養成をはかまつて、同時に地価の調査をいたすというようなことなどもありまして、宅地の土地価格の形成を合理的なものにするという努力もいたしておりま

また、土地の流通秩序というものがまだ不完全な面が多いわけでございますが、宅地建物取引業法等につきまして、さらに改定を要する個所があるものでございますから、これまた本国会に宅建業法の改正について御審議をわづらわすというよろんな次第でございます。

は講じられておるのであります。うけれども、一方、現実の姿を見ると地価は遠慮なしにどんどん高騰を続けておるわけです。これは尋常一様の方法では地価高騰を抑制することは困難だと思いま
すね。しかしながら、このままにはうつておくことは断じて許せない情勢下にあるうかと思いま
す。そこで、建設大臣としてはその地価高騰を抑
制するためには、よほど抜本的な方策を立てない
限り、これはなかなか現実には抑制しがたいと思
うんですね。従来の経緯から見て何かそういう抜
本的な方策を講じて、いわゆるある程度成果をあ

げ得るような方策をお考えですか。それとも上に記したるにまかして、これは自然の成り行きでやむを得ない、そういうことであるのか、この辺についてひとつ建設省としての立場からどういうふうなお考えを待つて、られるが、この点につけては同様、

○國務大臣(西村英一君)　いま志村局長が申しましたように、地価安定のためにいろいろな手を打つて、いさゝ、一口に言いますと、ぱつと下げるとか、あるいは安定させる特効薬はない。一つの手でもつてぱつと地価が落ちついたり下がるといつたような特効薬はない。したがいまして、いま申し上げましたようないろいろな方法を講じまして地価の安定をはかるう、こういうことでござります。もともとやはり自由経済のもとでは、われわれのやっている方法としては、やっぱり需要供給の関係だと思うのです。やはり住宅にいたしましても、工場にいたしましても宅地を求める人が多い、そのわりあいに宅地がないんだ、したがいまして、公的機關にいたしましても、あ

るいは民間宅地造成業者にいたしましても、それ
を政府は助けて宅地をたっぷり供給してやる、ま
た、先般提出いたしました都市再開発法にいたし
ました、もう少し都内の土地を有効に利用し
て、そうして宅地の面積を立体的にふやしてやる
うというような手をいろいろ打ちまして、地価の
安定をはかりたいと、かように考えておる次第で
ござります。さいぜんも申しましたように、本年

○伊藤謹道君 前の、当委員会で国鉄は貨物駅を買収するので、いわゆる民間会社から土地を買ったという例があるわけです。これは三・三平米当たり六千円で買ったものが、四年後には三万四千七百円ですか、五倍以上ですね。政府の監督下にあら、一年ではやはり一割近く上がるのではないかと思われまするが、これらの手を順次打つていけば、地価もおのずから需要供給の関係で均衡な価格が保てるのではないか、こう期待いたしてゐる次第でござります。

る公社事業が、現にそういう地価を高騰させるような動きを現実に見せていくのですね。これはもちろん建設省だけの問題でなくて、各省庁横の連係を緊密にして、一体となつてそういう地価高騰

かと思うわけです。ところが、いま申し上げたような例は特にひどい例ですが、四年間で五倍以上にも上がるということになると、いま大臣の御説明になつたような何%というけたはずれに地価が暴騰することになるわけですね。その民間会社の周辺の土地を国鉄が買う、それが三・三平米六千円であったものが三万四千七百円というふうにはね上がれば、その周辺の土地も当然上がつてくる、こういうことにならうかと思うのですね。こういうことについて大臣として一体どういうふうにお考えですか、この問題については。

が買う場合はどうだ、國鉄が買う場合はまたそれ以上だ、いろいろ開きがあるじゃないか、したがいまして、やはりこの公共事業の間、あるいは各官庁間の土地買収については一本でやつたらどうだ、こういう強い御希望があるのでございます。したがいまして、いま先生が申されたようなことが、ある場合にはあつたと思います。つまり事業を急ぐ、早くやらないと何月何日に開通ができぬ

ことになりますが、事業費は増大しても事業量はそれほど増大していないのではないかと考えられるわけです。こういうような点についてそれをお答えいただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君) 最近におきますが、河川に

建設局の事業費の推移でございますが、河川について申し上げますと、昭和三十九年度が五百六十億、四十年度が六百五十三億、四十一年度が七百八十四億、四十二年度の見込みは七百八十一億というふうになっております。それから道路について申し上げますと、三十九年度が一千七十六億、四十年度が一千二百六十八億、それから四十一年度が一千二百三十五億、四十二年度の見込みが一千三百六十億というふうになつております。特に道路につきましては昭和四十年度以来頭打ちの現象を呈しております。これは物価の上昇等を考えますと、事業量の減少があつたと見なければならぬよう数字になつておりますが、道路の政府の重点が一般国道から次第に地方道へ移りつゝあるという状況でございまして、地方道の毎年度の増加率といふものは国道関係の増加率をはるかに上回つてきました。そういうふうに道路の整備の重点が移行していく關係上、国道だけを扱つております建設省の地方建設局の仕事は頭打ちのような状況になつておりますと、事業費だけではなく事業量も増大しておりますと、そういう意味の御答弁があつたわけでございますが、地建全体の定員を見ますと、最近漸減の傾向にあります。事業量はますますふえるといふことはもうだいまでの説明でもわかつたわけですが、定員はふえるどころか逆に減少しておるといふことがはつきり言えると思うのですね。これはもちろん事業の請負への切りかえといふことも行なわれておることもあわせ考えてみて、事業量がふえてそれに必要な定員がそれに見合つだけ増強されないということがあります。これでは事業量とも理解したいと思うのです。これが減

いわゆる定員とのアンバランスが出てくるわけで、ということは、ことばをかえて言うと、職員の労働過重ということにもつながると思うのですね。こういうような一連の問題についてどういうふうに理解したらしいのか、この点御説明いただきたいと思います。

○政府委員(鶴海良一郎君) 先ほども御説明いたしましたように、道路等につきましては、それは事業量がふえておらないという現状でございま

すが、しかしながら、全体として金額的にはふえております。これに対処する方法でございますが、従来から講じておられたことは仕事の請負化でございます。請負化に伴いまして、従来、直営事業に従事しておった方を再訓練いたしましたが、それで請負の監督等の仕事のほうへ回つておられるというふうに変わつておる。職種転換等も年々四百人くらいやつておるわけでございます。それから、さ

らに最近に至りました工事の設計の標準化といふことを進めておりまして、いろいろな土木工作物等につきまして標準化をはかつておられます。それによつて何ページの何番といふように指定されれば、特に図面などをつくらなくても工事の発注ができるというような簡素化等もはかつてまいつておるわけでございます。そういう合理化を通じますとともに、先ほど申し上げましたような配置転換、職種転換等によりまして、この問題に対処しておるわけでございます。

○伊藤顕道君

いろいろ御答弁はありましたけれども、地建全体の定員を見ますと、明らかに漸減しているのであります。この点は認めるわけですね。ところが、定員を見ますと、最近漸減の傾向にあります。事業量はますますふえるといふことはもうだいまでの説明でもわかつたわけですが、定員はふえるどころか逆に減少しておるといふことがはつきり言えると思うのですね。これはもちろん事業の請負への切りかえといふことも行なわれておることもあわせ考えてみて、事業量がふえてそれに必要な定員がそれに見合つだけ増強されないということがあります。これでは事業量とも理解したいと思うのです。これが減

りっぱなしでは困りますので、昨年度は四百五十名ばかり凍結を解除いたしてもらいました。それからまた今年度は約八十名ばかり凍結の解除をしてもらつておるような次第でございまして、そういうふうなことを通じまして新規採用職員の確保にはつとめておるわけでございます。

○伊藤顕道君 私がお伺いしたのは、建設省全体の定員が漸減しているではないかということをお伺いしなかつた。地建全体の定員は漸減の傾向にあるのではないか。そうしますと、いま地建のこ

とについて審議しておるわけですけれども、そういう考え方になると、地建の事業量もどんどんふえておるという説明があつた。したがつて、地建だけに問題を限定して考えた場合に、事業量の増に見合う定員増といふことはどうにも出てこない。これはどういうわけですかと、お伺いしておられるわけです。地建です。

○政府委員(鶴海良一郎君)

地建につきましては、おっしゃるように、毎年若干ずつ減つておるが実情でございます。しかしながら、事業量の増大に対処する方法としては、先ほど私が申し上げましたような合理化をはかりまして、労働の過重にならないよう努力しておる次第でございます。

○伊藤顕道君

いろいろ御答弁はありましたけれども、地建全体の定員を見ますと、明らかに漸減しているのであります。この点は認めるわけですね。ところが、定員を見ますと、最近漸減の傾向にあります。事業量はますますふえるといふことはもうだいまでの説明でもわかつたわけですが、定員はふえるどころか逆に減少しておるといふことがはつきり言えると思うのですね。これはもちろん事業の請負への切りかえといふことも行なわれておることもあわせ考えてみて、事業量がふえてそれに必要な定員がそれに見合つだけ増強されないということがあります。これでは事業量とも理解したいと思うのです。これが減

りっぱなしでは困りますので、昨年度は四百五十

名ばかり凍結を解除いたしてもらいました。それ

が、この凍結の状況を他省庁に比較してみますと、建設省の場合は特に率が高いと思うのです

が、これは一体どういうことなのか、この点を御説明いただきたい。

○政府委員(鶴海良一郎君)

確かに他省庁に比べまして高いほうに位していると思ひます。これは

原因はいろいろあらうと思ひますけれども、大体、年間千人程度の退職者がございます。それに対しまして、若い者がやめればその五〇%が凍結され

ます。年のいった人がやめた場合でも二割は凍結されるという事になるのでありますから、年々凍結数はふえてまいつておるわけでございます。

○伊藤顕道君

地建につきましては、最初の凍結の際に建設省は欠員を多く持つておった

わけでございます。九百五十名を持っておつた。

これはどうしてかといいますと、これは何回もこ

の委員会で御審議いただきました建設省設置法の

一部改正、地方建設局に仕事を移譲するという問

題をかかえておりまして、あれが通りますれば地

方建設局に人を採用しなければならぬ、本省は人

間を減さなければならぬといふことがあつたわけ

でございます。そういう関係で、地方で採用

できるように、また通りました場合に本省のほう

の定員減が円滑にいくよにという事で、実は

欠員を相当かかえて準備いたしておつたのであり

ます。そういう段階で凍結されましたというこ

とがございまして、当初の欠員数が多かつたとい

うことが一つの原因じやなかろうかと思つております。

○伊藤顕道君 いずれにしても、事業量はふえて

おるけれども新規の増員は見られない、凍結欠員

もあり解雇されていないといふことになると、

定員の関係でますます窮屈になつてくるといふこ

とが当然考えられるわけです。こういう状態で

は、先ほども指摘したように労働過重といふこと

になりますし、労働過重といふことになると、當

然に労働災害の問題も起きてくるわけです。とい

うことになると、せつかく、地建に例をとつてみ

ると、地建の本来の使命達成にいろいろ障害が多いのではないか、こういうことが当然考えられる。この点について理解できるようにひとつ説明願いたいと思うのです。

○政府委員(鶴海良一郎君) 御承知のようだに、建設省の仕事は、従来は直營方式といいまして自分で人を雇つて自分で仕事をするという方式でやつておったわけでございます。その当時の職員がまだ相当数残つておりますが、これらの職員につきましては、次第に合理化が進んでまいりますと、これを請負の監督という方向へかえていかなければならぬわけであります。これを一挙にはできませんので、毎年配置転換等で徐々にやつておりますが、最近は大体年間四百人くらい転換いたしておりますし、それが工事の監督等につきましての人員の実質上の増に振りかわっていくというふうな状況でござります。

○伊藤頭道君 先ほども御指摘申し上げたように、業務量に見合ひ定員の増がはかられていないということになつて、労働過重のおそれが出でてくるのじやないか。それを肯定した場合には、当然、労働災害がふえてくるであろうということをお伺いしたわけですが、そこで特に労働過重のような場合に、労働災害が特にそれに比例して起きるであろうことは当然考えられると思うのです。そこで最近、過去三カ年の建設省のいわゆる労働災害の概数について御説明いただきたいと思います。と申しますのは、特にこの問題をお伺いするのでは、他省庁に比較して建設省の労働災害は相当上位にあるらうかと思うのです。これをこのままお伺いしておるわけです。そういう考え方立つていまお伺

おりまして、三十九年以後横ばいのよらな形になつておりますが、現場を持つております関係上、そうでない役所に比べましては災害の発生率は多いわけでございますが、率からいたしまして類似の役所と比べてみると、北海道開発庁は四十年で百五十三人でございます。発生率から見ますと、建設省の発生率よりも北海道開発庁のはうが発生率が高いというようになつております。なお、お次第に減つてしまつておりますけれども、これで安心しておるわけではありませんので、なお、災害の根絶につきましては努力を重ねてまいりたまうというふうに考えております。

○伊藤頭道君 次にお伺いしたいのは、公団監理官の定数を今回減らしておるわけですが、監理官の職務は、設置法では公団の業務の監督を行なう、そういうことになつておりますが、その職務内容については具体的には一体どうしたことなんですか、そのことをお伺いします。

○政府委員(鶴海良一郎君) 公団の監督一般を行なつておるわけでございますが、具体的に申し上げますと、それぞれの公団法に基づいて事業計画の認可であるとか、予算の認可であるとか、その他、大臣の許認可事項があるわけでございます。そういう行政事務を通じまして監督者をやつております。

○伊藤頭道君 建設省では今回高速自動車国道等に関する事務運営の整備をはかるうとしておるわけですが、そのことと、いまお伺いした監理官の定数の減少とはどういう関係になるのですか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 有料道路につきましては、御承知のように道路整備特別措置法によりまして規制をいたしておるわけでございます。この関係の仕事は道路局に置かれております高速道路課で行なつておったわけでございます。これが今回この課を二つに分けまして、有料道路課と高速国道課の二課を置くということになつたわけでございます。今後、道路行政に関しまする執行体制が拡充強化されたわけでございますが、これに伴いまして有料道路を実際に建設、管理を行なつ

ておりますす道路関係の三公團の業務の監督指導事項につきましては、再検討をしてみたわけござります。その結果、片方で道路整備特別措置法開港場係の業務の拡大強化がみられます関係上、道路公團につきましては、それそれの関係もござりますし、もう一つは、これは非常に性格が類似いたしておりますして、監督につきましては同一方針で処理することが好ましいというように考えましたので、両監理官を一本化した次第でござります。
○伊藤顯道君 大体は公團が設けられると監督官府に監理官が設けられ、公團を監督するというたてまえになつておるようであります、公團の業務を監督するためにはどのようなものを特に設けなくて済む面があるらうかと思います。そこで、お伺いしたいのは、こういうものをわざわざ設けなくて済む關係の課で十分に監督できるのじやないか、これはどうしてこういうことを特にやっておるのか。それは何か理由がなければならないと思うのですが、なくても關係ある部課で十分業務の監督ができるのじやないか、その点について伺いたい。

は臨調の行政改革に関する意見であります。こういう臨調の意見もありますので、そこでお伺いするわけですが、監理官制度を設けてまで公団等の業務の監督を行なう必要があるかどうか、現行の制度を改めて、関係の部課で必要に応じて監督するということも十分行ない得るのじやないか、こういう考え方方が出てくるわけです。大体特殊法人に対する監督機関のあり方について、この際、建設省としても十分検討の要があるのじやないか、こういうふうに考える。これはもちろんいま申し上げた臨調の改革意見に対しても、政府はこれを尊重するという姿勢をくずしていないわけでありますから、臨調の行政改革意見を尊重すると、立場に立つならば、当然それに沿うような措置があつてしかるべきだと思うが、その点はどうですか。

になると、言うなれば省庁の出发機関的な存在でしかならないんではないか、そういう危惧も出てきているわけです。で、臨調の答申でも言つておるように、やはり自主性を持たして、あまり強い監督をし過ぎるとその機能を十分發揮することができない、こういう問題が出てくるわけです。そこでお伺いしたいのは、この業務監督自体にも問題があるうかと思うわけです。こういうことにつれて、これは先ほども御指摘申し上げた、臨調の答申に沿うべく建設省も努力しなければいかぬと思うのです。こういう視野から言うと、いまのまではどうもせっかく特殊法人をつくっても出先機関的な存在になつて、自主性を失つて機能を十分發揮できない、こういう問題が出てくるわけです。こういう点、大臣としてはどういうふうにお考えですか。

ねし、課をつくつてそれをやるということになれば、屋上屋を重ねることになりますから、私は行管が法人に権限をまかせなさい、いまはまかしてある、まかせきつてある、しかし、まかせきつたから本省は何も知らないというわけにいかぬから、それで公団監理官というものを置いてある、これが正直な話、手足を持たぬのだから、一人でやる仕事をですから、なかなかこれがやはり法人の全貌をつかみ得ないのです。非常に中途半端な制度なんですね。しかし、いまのようなことでいくよりちょっとしたがいいだらうと思うわけであります。で、決して監理官が非常に押さえとか、あるいは非常に干渉がましいとかいうようなことは全然ありません。むしろ、それの逆のほうじやないかと、私としてはそういうふうに感じておるわけです。ちょっと御質問の趣旨が十分分かりませんので、またお答えします。私の感じはそういう感じでございます。

は住宅公団監理官がなお一人おられると思うのですが、一人を減員してもですね。この公団監理官二人も置かなければならない必要性が十分にあるのかどうかという点と、道路公団同様これを簡素化する考えはいま建設省にはないのかどうか、こういう点について承りたいと思います。

○政府委員(鶴海良一郎君) 住宅公団の仕事を年々ふえてまいっております。建設戸数も飛躍的に増大いたしておりますし、あるいは宅地造成等の仕事もふえてまいっております。したがいまして、現段階におきまして住宅公団監理官の減員をするということは考えておりません。また、道路公団とか、あるいは首都、阪神両公団のやつておられます仕事のように、その一部分を特に所掌しておる課が住宅関係にないわけであります。そういう関係もございまして二名を存置いたしたいとうふうに考えております。

○伊藤頭道君 なお二、三お伺いいたしますが、臨調の改革意見として都市局の課を統廃合すべきである、こういう趣旨を臨調は述べておると思うのです。これについて建設省としては基本的にどういうお考えを持っておられるか、どうか。

○政府委員(鶴海良一郎君) 臨調のそういう答申のバックグラウンドといたしまして、都市計画等の仕事は地方にまかしたらいいじゃないかということがあるわけでございます。これにつきましては、建設省といたしましても、先般、閣議で決定いたしました都市計画法の決定の大綱にもありますように、現在すべての都市計画の改正等につきまして建設大臣がやっておるという体制を改めまして、大幅にその仕事のやり方につきまして、そういう関係では地方に相当仕事が移っていくと、まあ法律が通りますればそういうことに相なるわけであります。しかしながら、一方、都市問題につきましては、今日ほどやかましく言われておる時期はないのでございまして、国が相当の責任を

持つて対処していかなければなるまいというふうに考えております。地方まかせだけで都市がよくなるというふうな実情ではございませんので、これには国としても本腰を入れて取つ組んでいかなければならぬというふうに考えております。従来の都市局の課の編成がいいか悪いか、いろいろ議論があろうと思いますけれども、しかしながら、国の都市計画に対する行政は、さらに充実していくかなければならぬ段階に来ておるというふうにわれわれは確信しております。

○伊藤頭道君　なお本省の各局部部課と、それから地方建設局、これの整理統合すべき旨の改革意見が出ておるわけです。この点については、建設省としてどういうふうにお考えでしようか。基本的な考え方方だけだけどころです。

○政府委員(鶴海良一郎君)　地方建設局の問題でございますけれども、これにつきましては、河川行政なり、あるいは道路行政につきまして、従来の仕事の国と地方との配分につきまして再検討を加えるというふうな趣旨が答申されておりまして、それに伴つて、仕事の分量に応じて整理するものは整理する。統合するものは統合するというふうな趣旨の答申を得ておるわけでございますが、これにつきましては、道路法の改正、あるいは新河川法の制定等によりまして、国が責任を持つてやる分野と公共団体が責任を持つてやる分野というものが、逐次明らかにされてきたわけでござります。したがいまして、道路でいえば一般国道と地方道、河川でいえば一級河川と二級河川といふような分類に従いまして現在仕事を進めておるわけでございます。ところが、河川にいたしましても道路にいたしましても、国が責任を持つてやらなければならぬ分野の仕事の量というものは、先ほど先生から御指摘ございましたよに減つてはおらぬわけでございます。そういう段階で整理統合するというわけにはまらないのじゃないか、将来、國が責任を持つてやらなければならぬ道路なり河川なりの仕事がどんどんはかどつて、あまりやらなくていいという事態になりますれば別の話で

ございますが、いまはこういうふうに建設を進めなければならぬ時期でございますから、直ちにこれが整理統合することは考えておりません。

○伊藤顕道君 なお一、二お伺いいたしますが、水資源開発公団は総合開発庁を主務官庁として再編成すべきである、こういう意見を出しているわけですね。この改革意見に対し、建設省としては、非常に関係深い事柄であるので、基本的な考え方をこの際承つておきたいと思います。

葉県の船橋市若松町で昭和三十七年から四十一年一月までの間に、臨海道路、あるいは臨海鉄道、あるいは遊園地造成ということを目的としたとして、十七万九千坪の埋め立てが千葉県開発公社によって行なわれておるわけでございますが、この埋め立て地に関して目的外の使用がなされてないかどうか。実を言えど、この十七万九千坪の中で十四万三千坪が遊園地という目的で埋め立てられて、そしてこの中で六万二三百九十坪が、現在、日本住宅公団の住宅地になつてゐるわけでございます。それで、その日本住宅公団が取得した土地も実は千葉県開発局から、いまでは公社でございますが、この土地の埋め立てをして、朝日土地興業が買つたときには、坪単価一万一千八百五十円だったわけであります。それで、わざか半年で、日本住宅公団に住宅地として売却したときは坪単価二万五千円と倍以上になつておりますね。手賃の公有水面の埋め立ての場合は建設省で強力に行政指導しまして、目的の変更はいけないと、いうことになつております。船橋市の若松町の公有水面の埋め立ては、これは運輸省の管轄だと思いますけれども、これはどのようになつております。

○政府委員(佐藤謹君) ただいまお話をございました船橋市の埋め立ては、埋め立ての免許がなされたのは昭和三十八年です。竣工いたしましたのが昭和四十年十月だと思ひます。埋め立て地はおつしやるとおり十七万九千坪でございまして、朝日土地に売却いたしまして、その約半分を公団に売つたというところでございますが、私のほうで調べた結果、県当局がいま御指摘のありましたような指導をしたことは確かでござります。それで、先ほどお話をありました公有水面埋め立ての適正化についてという通牒を出したのが四十年の九月一日でございまして、それには埋め立ての免許に当たつては、使用目的外使用をする場合におきましては、もう一ぺん免許権者の許可を要する

こと、それから譲渡、権利の設定についても同じように許可を要するというきびしい通牒を出したのでございますが、もう一つは、すでに免許を与えておる埋め立て地で竣工認可前のものについても、いま申し上げたような措置をとるようになります。わざでございますが、もう一つは、すでに免許をいたしまして、十七万九千坪の埋め立てが千葉県開発公社によって行なわれておるわけでございますが、この埋め立て地に関して目的外の使用がなされてないかどうか。実を言えど、この十七万九千坪の中で十四万三千坪が遊園地といふ目的で埋め立てられて、そしてこの中で六万二三百九十坪が、現在、日本住宅公団の住宅地になつてゐるわけでございます。それで、その日本住宅公団が取得した土地も実は千葉県開発局から、いまでは公社でございますが、この土地の埋め立てをして、朝日土地興業が買つたときには、坪単価一万一千八百五十円だったわけであります。それで、わざか半年で、日本住宅公団に住宅地として売却したときは坪単価二万五千円と倍以上になつておりますね。手賃の公有水面の埋め立ての場合は建設省で強力に行政指導しまして、目的の変更はいけないと、いうことになつております。船橋市の若松町の公有水面の埋め立ては、これは運輸省の管轄だと思いますけれども、これはどのようになつております。

○多田省吾君

○政府委員(佐藤謹君) 実は埋立法の施行令では、埋め立ての免許をして新しく埋め立てをするものについては認可を受けることになつておる。それから竣工前においていろいろ条件の変更がございますが、そういうものにおいても認可を受けられるようには通達が出ているわけでござりますが、埋め立てを竣工したあとにつきまして、認可といたします。

すが、なおこのようなことがあるということと、最近、建設省とも相談して、さらにこの面を明確にするよう、もう一ぺん通達でも出そうじゃないかということを現在考えておるわけでございまして、千葉県の例につきましては具体的なことが判明したわけでございますから、今後取り調べた上で、厳重にこれについてどういうふうにするかということをきめていくと同時に、今後もさらに行政指導を強化していくかなければならないということを痛感しております。

○参考人(林敬三君) 日本住宅公団の林でござります。お尋ねの千葉県船橋市若松町の住宅公団で買いました土地のことでございますが、これは買いますときはいろいろ折衝がございまして、そうして公平に第三者の信用ある鑑定機関の評価を参
すが、先ほどから申し上げておりますけれども、住宅公団がこの船橋市の若松町の土地六万二千九百坪を昭和四十一年の八月八日に取得しておりますけれども、そのときの公団の土地についての評価はどの程度だったんでしょうか。

何本も鉄道の線路が入って、しかもそれがもしベルクロッキングするというようなことになりますと、住宅団地が陸の孤島になります。たいへんに利用価値が落ちてしまります。あるいは不適当でありますので、その点の検討もいたしました。それから、なおあそこがすぐに海に面しておりますので、高潮のとき、暴風雨のときの防潮堤というものを築かなければならぬということになりますと、その費用といふものを公団が負担しますと、たいへんな高い家賃の土地になってしまいます。

案事項としてこの問題がございました。それより約半年余り前、四十年の初めごろからそういう話が担当のところにはあったものと存じます。それで、ただいまの御質問でございますが、買わされたということはないのですがございまして、これは買いましたのでござります。ただ、買わないかということをすすめられたことはござります。しかし、それは全く自申意思で、何ら拘束されずに、私どものほうでも、これは住宅用地としてほんとうに適当だという自信がつくまでは買わぬという

[View all posts by admin](#) | [View all posts in category](#)

多田省吾君　その運輸省　建設省の通達後に目的変更したのかどうかということをおっしゃいませけれども、通達はもう昭和四十年九月一日でございます。住宅公団が遊園地目的のその土地を買ったのは、あとで申しますけれども、昭和四十一年の、昨年の八月でございます。そうしますと、当然もう一年近く通達が出てから後の目的変更であることは間違いないと思うのですね。いまから調べるまでもないことだと思います。そして、この公有水面の埋め立ての目的変更について、は、すでにその前の年の四十年八月の、総理も出られた、あるいは建設大臣、運輸大臣も、当時の大臣は出ております、その予算委員会、建設委員会等において、もうはつきり追及されている問題です。これは非常に問題じゃないかと、このように思うわけです。今後このようなことの絶対ないように厳重な監督をお願いしたいわけです。その点に関して、このような通達が踏みにじられているということに関して、そうしてあとでも申し上げますけれども、日本住宅公団に住宅地として売却されたときの値段が坪二万五千円であると、はっきりと朝日土地という一つの私企業に対して五億なり、八億なりの利益を与えていたわけですね、目的変更したことによって。こういう問題はとんでもないことです、そういう面においてもあとで住宅公団からも聞きたいと思いませんけれども、今後こういうことのないように厳重な監督をお願いしたいと思います。

考のため求めたのでござります。その結果は、日本不動産研究所の評価額は一平米当たり七千七百十四円、すなわち坪当たりに換算しますと三万五千五百円でございます。もう一つとりまして日本不動産銀行に鑑定評価を依頼いたしました。これは一平米当たり七千五百六十二円、すなわち坪当たり二万五千円でございます。ちなみにこれの鑑定を求めました時は四十年の九月一日でござります。それから実際に求めましたのは、先ほどお話をありましたように四十一年八月でございまして、これをその間の時点修正をいたしてみますと、坪当たりで申しますと不動産研究所のほうは二万六千九百二十八円、また不動産銀行のほうは二万六千五百二十五円というふうに相なるので、坪当たり二万五千円を妥当であると認めまして買うことになりました。

○多田省吾君 この若松町の土地が住宅地として適地かどうかという選定根拠はいかがでございましょう。

○参考人(林敬三君) これにつきましては相当交渉があり、いろいろおすすめがあつたころから、相當慎重に考えまして、それで、第一、近所にサーキットがある、あるいは軽飛行機の着陸場もある、これはやがてはいろいろと変化があるかと存じますけれども、その隣が住宅で適當かどうかという点も考えた一つの点でござります。それから将来の計画として、あのすぐ近くへ操車場の大引きいのができるということでありまして、町の中地とその住宅を設けようというところの間に、

○参考人(林敏三君) 私が住宅公団に参りましたのが四十年の八月でございます。来たときから懸念をいたしてまいりました。また、千葉県当局の意向というものも確実に確かめるとということをいたしました結果、いずれの点も住宅を建設するには差しつかえないという結論を得ましたので、買うことになりましたものでございます。

○多田省吾君 私どもの調査でも、どうして日本住宅公団が、このような慎重な検討をしなければならないような土地を買わされたかという内情については、ある程度調査して知っているつもりでござりますけれども、特に価額や地区選定等のお話をただいま聞きましたて、どういう言いのがれをするのだろうと思って聞いていたのですが、日本不動産研究所の評価等も、決算委員会等の追及によって、相当地域に有利な査定をしておるのじゃないかという疑いも強うございますし、また、この前の光明池事件と非常に似通った内情もあるようでございます。

もう一点だけお聞きしたいのですけれども、一體、朝日土地から、いつごろそれじゃ、住宅公団に買おうようにすすめられたということを総裁はおっしゃいましたけれども、大体いつごろからすすめられたのでしょうか、その時期をお知らせ願いたい。

ことで、一年余り考へて、そしていろいろ調べた
り各般の点を検討いたしましていたしましたもの
でござります。それから弁解がましくなります
が、不動産研究所というのは実はもうかたいで、
私ども往来するのでござりますね。少しは考へて
くれたらということを内心思わないでもないくらい
実にスピーディーな鑑定をしてまいります。それゆ
えに私なかなかこれは貴重なんだというふうに考
えて、だんだんとああいうものを信用していただ
いていいという時期にどんどん入ってきていくと
思う次第でござります。

○多田省吾君 日本不動産研究所につきまして
は、この前の高瀬の国有林等の問題等を私も考へ
まして言つているわけでございまして、この問題
についてお話ししておりますと水かけ論になるよ
うでございますし、またの機会にしたいと思いま
すが、四十年八月ごろから買わなかいかというお話
があつた、実際に朝日土地興業株式会社が所有権
を得ているのは昭和四十一年の一月十四日でござ
います。まだ朝日土地が所有権を得ていない、し
かも、千葉県の開発公社から買った目的というも
のはあくまでも遊園地をつくるというのですね。
それを放棄してまでも買わなかいかという話があつ
て、これに住宅公団が、その間の事情も知らない
で、いわゆる乗つかつたような形になつたわけで
ござります。どうでしようか。

○参考人(林敬三君) 千葉県がこの埋め立ての工
事をやりまして、そしてそれからあと工事の埋め
立てを請け負つたところ、その他に代金である程

○参考人(林敬三君) 私が住宅公団に参りましたのが四十年の八月でございます。来たときから懸

事をやりまして、そしてそれからあと工事の埋め立てを請け負つたところ、その他に代金である程

度は支払い、またある程度は物で売るというような形で、方々千葉県はやっておるようでござりますが、これはその一つのケースだと存じます。それで、遊園地にするということで埋め立てをして、その後、交渉のこういう時点におきましては、いろいろと朝日土地の状態があつたと思ひます。また、千葉県の開発計画とというものについても、ここをどういうふうにしていくかということについて、さらにはあの土地の外側にもう一つ大きな埋め立てをやります。それで高い防潮堤などは必要なくなつたというような変化も出てまいつておるのでございます。埋め立てをやりましたときとでき上がつきましたときと事情が非常に変わってきたということで、千葉県当局としても、これを住宅地に変えるのが妥当であるということを考えておつたものと存ずるのでございまして。私のほうとしては、遊園地にそれを使うか、これを作住宅地にするかということ、法規に合致して、そして権限を持つているものが先に住宅地といふことを見まして、妥当な場合はこれを買って住宅にしていくといふ次第でございます。

○多田省吾君 まあ朝日土地といえば、虎の門公園の事件等と関連しまして、やはり今まで相当国会でも決算委員会で取りざなされた会社でございます。そしてその内容が非常にこの当時うまくいかないと、そういう点もありますし、この船橋地区土地造成事業及び分譲に関する協定書というものは、もうすでに昭和三十七年にできておりまして、遊園地にするという目的であります。そういう厳重な通達も出でるわけですね。そうして、昭和四十年九月一日には運輸省、建設省等の公有水面埋め立て変更に関しては変更しないよう県の開発公社がどうも朝日土地に所有権を譲る前

から住宅地にしたいというような内々の話が千葉県から住宅公団にあつたのですか。千葉県当局からも話がございました。それで、もとより相当大きな団地をつくるわけでございます。それから、県当局の了解なしに、あるいは協力なしに、あるいは推薦なしにつくるわけにはとてもなりませんし、またつくりましてもうまくいかないわけでございます。その点については文書をかわしまして、そして県の当局の、知事の同意を得て、あるいはおやりなさいという意思表示の文書を得まして、そして、ただしこの土地は県の開発公社で買い戻しますから開発公社を通じて買ってください、こういうことでいたしました次第でござります。なお、その朝日土地につきまして虎の門のようないろいろな事件があつたということでも、私は着任する前から存じておきました。それで、これについては、やはり公団といふものは公正でなければいけませんので、当然でありますから特に慎重に考えていかなければいけない。慎重に最も慎重といふぐらに考えていかなければいけないといけないということとでこれに接触をしていった。しかしその後、責任者がほとんど全部かわりました。

○多田省吾君 まあ朝日土地といえど、虎の門公園の事件等と関連しまして、やはり今まで相当国会でも決算委員会で取りざなされた会社でございます。そしてその内容が非常にこの当時うまくいかないと、そういう点もありますし、この船橋地区土地造成事業及び分譲に関する協定書というものは、もうすでに昭和三十七年にてきておりまして、遊園地にするという目的であります。そういう厳重な通達も出でるわけですね。そうして、昭和四十年九月一日には運輸省、建設省等の公有水面埋め立て変更に関しては変更しないようござりますが、日本不動産研究所等の値段は、先ほど申しましたように、適切なる価格と見て貰取したわけでございます。これはなおその付近に類似のいろいろのところがございますが、大体それはその土地のいろいろ由来がありまして、それぞれ人間の顔が変わるようにみな変わっておりますが、しかしあることは二万五千円で買ってこれが高過ぎる、安過ぎるということにはならないといふ相場になつておると存じます。ただ、その少し前にこれを県から朝日土地に払い下げたときは一万一千八百五十円だったじゃないかという点でございます。これは、先ほどちょっと申しましたよ

から何もこれは高くないのだ——しかし、その間から住宅地にしたいというような内々の話が千葉県から住宅公団にあつたのですか。千葉県当局からも話がございました。それで、もとより相当大きな団地をつくるわけでございます。それから、県当局の了解なしに、あるいは協力なしに、あるいは推薦なしにつくるわけにはとてもなりませんし、またつくりましてもうまくいかないわけでございます。その点については文書をかわしまして、そして県の当局の、知事の同意を得て、あるいはおやりなさいという意思表示の文書を得まして、そして、ただしこの土地は県の開発公社で買い戻しますから開発公社を通じて買ってください、こういうことでいたしました次第でござります。なお、その朝日土地につきまして虎の門のようないろいろな事件があつたということでも、私は着任する前から存じておきました。それで、これについては、やはり公団といふものは公正でなければいけませんので、当然でありますから特に慎重に考えていかなければいけない。慎重に最も慎重といふぐらに考えていかなければいけないといけないといふこととでこれに接触をしていった。しかしその後、責任者がほとんど全部かわりました。

○多田省吾君 まあ朝日土地といえど、虎の門公園の事件等と関連しまして、やはり今まで相当国会でも決算委員会で取りざなされた会社でございます。そしてその内容が非常にこの当時うまくいかないと、そういう点もありますし、この船橋地区土地造成事業及び分譲に関する協定書というものは、もうすでに昭和三十七年にてきておりまして、遊園地にするという目的であります。そういう厳重な通達も出でるわけですね。そうして、昭和四十年九月一日には運輸省、建設省等の公有水面埋め立て変更に関しては変更しないようござりますが、日本不動産研究所等の値段は、先ほど申しましたように、適切なる価格と見て貰取したわけでございます。これはなおその付近に類似のいろいろのところがございますが、大体それはその土地のいろいろ由来がありまして、それぞれ人間の顔が変わるようにみな変わっておりますが、しかしあことは二万五千円で買ってこれが高過ぎる、安過ぎるということにはならないといふ相場になつておると存じます。ただ、その少し前にこれを県から朝日土地に払い下げたときは一万一千八百五十円だったじゃないかという点でございます。これは、先ほどちょっと申しましたよ

から何もこれは高くないのだ——しかし、その間から住宅地にしたいというような内々の話が千葉県から住宅公団にあつたのですか。千葉県当局からも話がございました。それで、もとより相当大きな団地をつくるわけでございます。それから、県当局の了解なしに、あるいは協力なしに、あるいは推薦なしにつくるわけにはとてもなりませんし、またつくりましてもうまくいかないわけでございます。その点については文書をかわしまして、そして県の当局の、知事の同意を得て、あるいはおやりなさいという意思表示の文書を得まして、そして、ただしこの土地は県の開発公社で買い戻しますから開発公社を通じて買ってください、こういうことでいたしました次第でござります。なお、その朝日土地につきまして虎の門のようないろいろな事件があつたということでも、私は着任する前から存じておきました。それで、これについては、やはり公団といふものは公正でなければいけませんので、当然でありますから特に慎重に考えていかなければいけない。慎重に最も慎重といふぐらに考えていかなければいけないといけないといふこととでこれに接触をしていった。しかしその後、責任者がほとんど全部かわりました。

○参考人(林敏三君) 日本住宅公団といたしまして赤字その他をぐんぐんと整理をしておるという状態が見られまして、信用できる方であるというこちらも心証を持ちまして、県当局のおすすめもあり、これに踏み切ったわけでございます。

○多田省吾君 で、この二万五千円という値段でございますが、日本不動産研究所等の値段は、先ほども総裁からお聞きしましたけれども、実は千葉県開発公社の埋め立て事業として、また朝日土地興業株式会社が分譲を受けたその値段というの

は、いま申しましたように昭和四十一年の一月十四日で、十四万三千坪を朝日土地が取得したわけでござりますけれども、そのときの値段といふのは十四万三千坪で十六億九千八百四十七万円、坪単価一万一千八百五十円だったわけですね。それ

に日本電建とか興和建設が売つたり買つたりして値をつり上げている、政治資金今まで使われたということが衆議院の決算委員会等において言わされているわけであります。それで、この若松町の土地の売買につきましても、これは住宅公団には一応関係ないとしても、千葉県とそれから朝日土地との間にはいま申し上げました協定書がございまして、その十八条には、買い戻しするときに甲と乙があるわけですが、「乙に分譲する」という土地の譲渡金額を乙に譲渡する土地の面積で除して得た額に買戻しをする土地の面積を乗じた額とする。」もとの価格で買い戻すというような協定もあるわけですね。半年たっていますから、利子等も考えて、一万五千円ではんとうは千葉県としても買わなければいけないのでされども、住宅公団が二万五千円で買いたいと言っているから、その半分だけとて五千円だけ朝日土地の利潤を認めてやるとかんとか、県議会では県知事が答弁しているわけですね。ですから、朝日土地に利潤を認めることになつた根拠というものも、結局は、住宅公団が二万五千円で買おうという値段がつけられてから、朝日土地が五億円もわざか半年でもうけるようなことになつてしまつた、こういう結果になつてゐるのです。それはまた私たちにとって非常に納得のいかないものがあるわけですね。

ことでございます。ただ平常日の測定値の最高は五十三ポンということです。

○多田省吾君 サーキットはどうですか。

○参考人(林敬三君) そういう一番近いところのレースをやるところのあれだったと思うでござります。

○多田省吾君 総裁はオートレースの調査だけをおつしやつておりますけれども、同時に、サー

キットもオートレースがないときは毎日やついています。それで、オートレースの練習、それからサークットのそういう競技等が行なわれている。両方それをやられたらどういう騒音になりますか。総裁行ってごらんになってあまり騒音がないというようなことをおつしやいましたけれども、ちょっとおかしいのじやないかと思うのですがね。

○参考人(林敬三君) これはやっぱり日によって違うと想いますので、私行ったときのあれでもつて判断するわけにはいかないのであります。私のときは非常に静かでございました。こんなものかなという感じは持ちましたが、もちろん、ずっと絶えず、一番ひどいときを調べて、その結果に待つて住宅に適するかどうかということをやってまいらねばならぬものでございまして、その結果は、これはよろしいという結果が出ている次第でござります。

○多田省吾君 千葉県知事も、結局、住宅公団では高い防音林とかあるいは防音壁をつくるような話もあると、そういう答弁をしているようですが、いまのままで住宅をおつくりになるつもりか。それから、それとも防音壁等をつくられるつもりか。それから、いつごろそれじゃ住宅を建てられる工事にかかるれるおつもりか。

○参考人(稗田治君) お尋ねの防音の堰堤につきましては、もうできてるわけでございます。それから、この建設につつ着工するかというお話をございますが、本年の九月末に発注する予定で、目下設計に馬力かけておるところでござります。昨年の十一月から、この地域につきました。

基礎の長さ等を策定するために各種の地盤調査をいたしておつたわけでございます。

○多田省吾君 じゃ、もう一点お聞きします。

防音壁の高さはどのくらいですか。それから、住宅ができるのは大体昭和何年ごろの見込みですか。

○参考人(稗田治君) 防音壁の高さは、私はここに正確な数字を持っていないわけでございますけれども、三メーターか四メーター程度じゃなからうかと思います。それから、工事を発注いたしました。

すると、大体五階建ての建物、全体で千八百八十戸を発注するわけでございますが、一年ぐらいで入居開始ということになると思います。

○多田省吾君 昭和何年度、でき上がるのは。

○参考人(林敬三君) ですから、本年の九月に発注するわけでございますので、四十三年の九月ごろには入居となることになるのじやないかと思いま

騒音については、相当な実験、あるいは専門家が参りまして検討をいたしまして、相当な年月かかりてこれは騒音の点はだいじょうぶということに踏み切った次第でございます。それであれば、家の建て方、方向、向きというようなものもいろいろくふうのしかたによつて、またその騒音を起します場所、それから住宅との間の距離、そういうようなこと、それからもし現在サークット側でつくる必要があります防音壁といふものが低くてこれでは必要な防音ができないというようなことであります。

○参考人(林敬三君) 先ほど申しましたように、

騒音については、相当な実験、あるいは専門家が参りまして検討をいたしまして、相当な年月かかりてこれは騒音の点はだいじょうぶということに踏み切った次第でございます。それであれば、家の建て方、方向、向きといふようなものもいろいろくふうのしかたによつて、またその騒音を起します場所、それから住宅との間の距離、そういうようなこと、それからもし現在サークット側でつくる必要があります防音壁といふものが低くてこれでは必要な防音ができないというようなことであります。

○参考人(林敬三君) 私は、この問題、非常に問題だと思います。いま総裁がおつしやつた、オート

レースの競技の最中でも七十四ポンを記録している、そのほかサークットなんかも非常に騒音が激しい、公害問題について、県がやるのか、市がやるのか、住宅公団がやるのかという論争も県議会で行なわれてゐる。そして慎重に検討したといふことは、相当騒音等の問題についても検討されたことと想います。そして防音壁をつくった、わざか三メートル程度でしおう。私も見てきましたけれども、まあ三メートル以下のように思いましたけれども、そんな程度です。そして五階建ての公団住宅を、高層の住宅を建てるとなれば、すぐそばにあるサークットの騒音がどうして防止できるでしょうか。それこそそのすごい音がする。つづいてみたものの、だれも騒音に驚いて入らなければなりません。それが対する措置を講じてまいりたいと存じます。サークット以外の音といふものについても十分気をつけて、どうしてもがまんできない程度のいろいろな問題が出てくるときには、それに對する措置を講じてまいりたいと存じます。実際そういうことでございますが、つくつてしまつた団地のまわりに大きな音を出されるものが来るというときはまた非常に困るのでございまして、騒音のことというものは、住宅の中に入れる方の身にもなつて、こちらは真剣に考えて、遺憾のないようにこの土地について最も善を尽くしたいと思います。

○多田省吾君 この問題に関しては、まあ十五億の金を使って土地を取得して、またそれとほぼ同等のお金を使って公団が住宅を建てる、非常に重要な問題でございますので、資料として、その騒音対策でだいじょうぶだったという資料をお出しいただきたいと思います。また、それに追加しまして、土地の評価鑑定書写し、それから朝日土地興業株式会社から当初売り込みがあつたときの経緯と、この土地取得決定に至るまでの公団の内部の手続、経過等を御提出いただきたいと思います。それから、追加いたしまして、袖ヶ浦団地につきましても同様多くの問題がありますので、若松町記賛本の写し、これを至急御提出いただきたいと思いますが、いかがでございましょう。

○参考人(林敬三君) ただいまおつしやいました資料、整えましてできるだけ早くお届けをいたしました。

なお、最後におつしやつた、ちょっとおこぼれおりまして、いろいろ音の問題のところにずいぶんぶつかつてゐるわけでございます。それらの経験者がいろいろと検討いたしました結果、これは

あ多年三十数万戸、四十戸近いものをつくれておりますが、そのほかサークットなんかも非常に騒音が激しい、公害問題について、県がやるのか、市がやるのか、住宅公団がやるのかという論争も県議会で行なわれてゐる。そして慎重に検討したといふことは、相当騒音等の問題についても検討されたことと想います。そして防音壁をつくった、わざか三メートル程度でしおう。私も見てきましたけれども、まあ三メートル以下のように思いましたけれども、そんな程度です。そして五階建ての公団住宅を、高層の住宅を建てるとなれば、すぐそばにあるサークットの騒音がどうして防止できるでしょうか。それこそそのすごい音がする。つづいてみたものの、だれも騒音に驚いて入らなければなりません。それが対する措置を講じてまいりたいと存じます。サークット以外の音といふものについても十分気をつけて、どうしてもがまんできない程度のいろいろな問題が出てくるときには、それに對する措置を講じてまいりたいと存じます。実際そういうことでございますが、つくつてしまつた団地のまわりに大きな音を出されるものが来るというときはまた非常に困るのでございまして、騒音のことというものは、住宅の中に入れる方の身にもなつて、こちらは真剣に考えて、遺憾のないようにこの土地について最も善を尽くしたいと思います。

○多田省吾君 まあ何もないとおつしやいますけれども、千葉県に関しては、特にこの前の決算委員会等でやられた千葉市内の花見川団地ですか、

そういう問題もありますし、またこのたびの若松町団地問題、それから袖ヶ浦団地にも、そういう

参考人(稗田治君) お尋ねの防音の堰堤につきましては、もうできてるわけでございます。それから、この建設につつ着工するかというお話をございますが、本年の九月末に発注する予定で、目下設計に馬力かけておるところでござります。昨年の十一月から、この地域につきました。

基盤の長さ等を策定するために各種の地盤調査をいたしておつたわけでございます。

○多田省吾君 じゃ、もう一点お聞きします。

防音壁の高さはどのくらいですか。それから、住宅ができるのは大体昭和何年ごろの見込みですか。

○参考人(稗田治君) 防音壁の高さは、私はここに正確な数字を持っていないわけでございますけれども、三メーターか四メーター程度じゃなからうかと思います。それから、工事を発注いたしました。

すると、大体五階建ての建物、全体で千八百八十戸を発注するわけでございますが、一年ぐらいで入居開始ということになると思います。

○多田省吾君 昭和何年度、でき上がるのは。

○参考人(林敬三君) ですから、本年の九月に発注するわけでございますので、四十三年の九月ごろには入居となることになるのじやないかと思いま

騒音については、相当な実験、あるいは専門家が参りまして検討をいたしまして、相当な年月かかりてこれは騒音の点はだいじょうぶということに踏み切った次第でございます。それであれば、家の建て方、方向、向きといふようなものもいろいろくふうのしかたによつて、またその騒音を起します場所、それから住宅との間の距離、そういうようなこと、それからもし現在サークット側でつくる必要があります防音壁といふものが低くてこれでは必要な防音ができないというようなことであります。

○参考人(林敬三君) 私は、この問題、非常に問題だと思います。いま総裁がおつしやつた、オート

レースの競技の最中でも七十四ポンを記録している、そのほかサークットなんかも非常に騒音が激しい、公害問題について、県がやるのか、市がやるのか、住宅公団がやるのかという論争も県議会で行なわれてゐる。そして慎重に検討したといふことは、相当騒音等の問題についても検討されたことと想います。そして防音壁をつくった、わざか三メートル程度でしおう。私も見てきましたけれども、そんな程度です。そして五階建ての公団住宅を、高層の住宅を建てるとなれば、すぐそばにあるサークットの騒音がどうして防止できるでしょうか。それこそそのすごい音がする。つづいてみたものの、だれも騒音に驚いて入らなければなりません。それが対する措置を講じてまいりたいと存じます。サークット以外の音といふものについても十分気をつけて、どうしてもがまんできない程度のいろいろな問題が出てくるときには、それに對する措置を講じてまいりたいと存じます。実際そういうことでございますが、つくつてしまつた団地のまわりに大きな音を出される方が来るというときはまた非常に困るのでございまして、騒音のことというものは、住宅の中に入れる方の身にもなつて、こちらは真剣に考えて、遺憾のないようにこの土地について最も善を尽くしたいと思います。

○多田省吾君 まあ何もないとおつしやいますけれども、千葉県に関しては、特にこの前の決算委員会等でやられた千葉市内の花見川団地ですか、

調査ではいろいろ疑問の点があるわけです。そういった問題について、今後決算委員会等においても同僚の議員にやつてもらいたい、このように思いますので、資料提出をお願いしたわけですが、

なお最後に、若松町の団地につきましては、私もきのう事実行を見ておりませんし、近所の人たちの反対意見も相当強い、また船橋市等においても、どうもことし一ぱい、来年くらいはかかるてもらつちゃ困ると、そういうことを課長等にも直接会いまして聞いてまいりました。そ

ういったこともございます。まあそれは二億八千円にかかる公金の問題にもからんでおりますけれども、こういったいろいろ学校の問題、荒廃地整備の問題等もありますので、特に私はこの騒音につきまして、この地域は不適当であるということから、強くその対策をお願いし、また建てからまずかつたということのないように手配を願いたい、このようと思つています。

○参考人(林敏三君) お話を点、承知いたしました。

○多田省吾君 次に、時間もありませんが、法案等に関して、若干道路に関する質疑をしたいと存じます。

最初に、道路公団の監理官というものは現在どのようなことをやっておられるか、簡単に……。

○政府委員(義輪健二郎君) 道路公団の監理官といいますのは、現在道路公団法に基づく業務の指導監督をやっておりまして、その内容を特に大きなものだけ言ひますと、いろいろ資金の借入れ、道路債券の発行、そういうようなものの認可、承認及びその年の予算の資金計画の作成、事業の計画作成、またその変更といふようなもの認め、承認をやつておる次第でござります。

○多田省吾君 今度監理官の制度を簡素化するということにしておりますけれども、簡素化しなければならない理由といふのはどういふのですか。

○政府委員(義輪健二郎君) 簡素化といふことは、

りは、何といひますか、合理化したいといふよう

な気持ちでございまして、非常に道路公団が、御承知のように、幹線自動車道も始めますし、また首都高速、阪神高速の仕事を相当大きくやつてまつております。そのために、現在あります高速

道路課を高速国道課と有料道路課とに分けまして、有料道路の道路整備特別措置法、これに基づいていろいろ事業の計画その他こういものを各課にやらせて、その年度の公団の事業の監督を監理官にやらせるという形で合理化していくといふふうに考えております。

○多田省吾君 國土開発幹線自動車道建設法といふのがすでに定められておりまして、三十二路線、七千六百キロが決定しているわけでございますけれども、年次計画はできているのですか。

○政府委員(義輪健二郎君) 御承知のように、七千六百キロの高速自動車国道の予定路線が昨年さまりましたが、これに基づきまして、昨年、いわゆる五道と称しております東北、中央、北陸、中國、九州の縦貫自動車道、これの全長二千三百キロございますが、そのうち五百四十キロの基本計画をつくりまして、さらにその中に千十キロの整備計画の区間を定めた次第でござります。

まず、七千六百キロの高速自動車道路をやります場合に、現在のできております名神高速及びこれも中央道の一部であります東名高速、これとあわせましていまの五道を優先にしてやつてきました。さらに、そのほかの緊急を要する高速自動車

国道、一例をあげますれば、成田の新空港に行くいきたい、というふうに考えております。まだ緊急

に整備を要する個所、どこを着手するかは、現在五カ年計画の内容の検討と一緒に検討している次第でござりますが、大きく言ひますと、七千六百キロのうち約半分、約四千キロ近いものを昭和五十年くらいまでに建設していきたい。さらに、もう十年たままして昭和六十年までに七千六百キロの全線を建設していきたい、というふうな計画を持つ

ている次第でございます。

○多田省吾君 次に、中國地方建設局に用地部を設置していくということでございますが、これは中国縦貫自動車道あるいは中國横断自動車道建設の用地買収を目的にしているわけでございます。

○政府委員(義輪健二郎君) 中国縦貫自動車道及び今後出てまいりと思われます中国の横断自動車道、こういふものにつきましては、現在では有料道路になりますので、これは全部公団が所掌するようになりますて、中国地方建設局が扱うようになります。それがすでに定められておりまして、三十二路線、七千六百キロが決定しているわけでございますけれども、年次計画はできているのですか。

○政府委員(義輪健二郎君) 中国縦貫自動車道につきましては、先ほどのいわゆる五道の中の一部でございまして、これにつきまして大体昭和五十年くらいまでに全線は供用開始に持つて、まず千葉から

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの成田空港の工事用の道路その他につきましては、まず千葉から柏の方向に行つております国道五十一号線の一次改築、これは早急に完成させて工事に支障のないようになります。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの成田空港の工事用の道路その他につきましては、まず千葉から柏の方向に行つております国道五十一号線の一次改築、これは早急に完成させて工事に支障のないようになります。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

な計画をなさつておるのでございますか。

○政府委員(義輪健二郎君) 成田空港に關します高速道路の計画でございますが、現在、成田空港ができますまでにわれわれ考えております道路といたしましては、東京都内との連結のための道路がます第一だと思います。これには、現在の道路

ができますまでにわれわれ考えております道路とができますまでにわれわれ..

ては、これはいろいろ空港の公団とも協議いたしました、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

自動車道から京葉道路に乗らずに、東京湾岸道路をつくりまして、それによって東京に入ることを考えております。また、そのほかの地方道につきましても、できるだけ工事に支障ないように一部が将来非常に交通量が多くなりますれば、東関東

向かう道路なんかは、裏道路で、国道ではあっても非常に悪いわけです。特に佐原から成田なんかはすごい国道でありまして、トヨタ自動車あるいは日産なんかでは、耐久検査の度合いで日本一悪はすけれども、そういった復旧計画なんかはないですか。

○政府委員(義輪健二郎君) ただいまのお話しの佐原から成田の間でございますが、これは国道五十一号線の路線でございまして、これにつきましては、佐原について、一応いまかなり千葉のほうから行きますと道路が大きく迂回して町の中に入っているような状況でございまして、このバイパスと、成田からそれまでに至る一次改築、大体幅員七メートルくらいの道路の改良舗装を、少なくとも四十三、四十四年程度では概成したいというふうに考えております。

○多田省吾君 最後にもう一点お尋ねします。昭和四十一年度に交通安全施設等整備事業三カ年計画というものを立てられましたけれども、これは大都市対策程度でございまして、いま郊外は非常に事故が多い。この三カ年計画を、交通安全対策のために繰り上げて行なう、こういう意思是全然ないんですか。

○政府委員(義輪健二郎君) 交通安全管理の整備につきましては、御承知のよう、昨年——四十

一年七月の十五日に、交通安全施設の整備計画の三カ年計画が閣議で決定されたわけでございま

す。それに基づいて、四十一年度は約百億、ペー

セントで言いますと大体一九%を実施いたしま

た。四十二年度は大幅に四十三年度分も先にやる

ということで、四十二年度では全体の約四四%に

相当する二百四十六億という事業で安全施設の整備を現在やつておる次第でござります。さらに、

この事業の内容といたしますと、やはり歩道、横

断歩道、防護柵などというような、歩行者の安全対策をまず優先にしてやつておる次第でござります。

○多田省吾君 以上であります。

○委員長(豊田雅孝君) 速記とめて。

〔速記中止〕

○北村暢君 まず私がお伺いしたいのは、日本道路公団の組織、人員等はどうなつてあるか、この点。概略でいいです。

○説明員(菊池三男君) 組織について申し上げます。四十二年度、従来の組織より少し拡充いたしております。それで、大きく申し上げまして、本社のほかに、東京支社、名古屋支社、これは従来どおりでございます。特に東京支社に用地のための高速道路用地部等を新設したいということで、本社は全般的に支社に用地部を主要なところはやすような計画になつております。それからそ

のほかは、先年つくりました仙台、それから金沢に建設所がございます。そこを拡充いたすということで、課が二、三ふえる。そして次長というも

のを置くような計画であります。それから、非常に概略でございますが、定員につきましては、四

十一年度の定員が、四十一年度末で五千七百八人

人ございました。それに対し、約三百人増といふことで、ことしはそれに三百人足して、約三百人足した数字が本年度の定員ということになります。

○北村暢君 次にお伺いいたしたいのは、日本道路公団の収支関係でございますが、そのうち名神

高速道路の収支であります。いたしました資料によりまして、四十一年度末における要償還額に

対する計画要償還額の差は五十六億という大きな赤字になつてゐるようでございますが、この理由は一体何なのか、そして今後この赤字というものが解消する見通しといふものがあるのかどうな

か、またこういう赤字をかかえながら認可期限内に償還の見込みがあるのかどうなのか、この点についてお伺いいたしたい。

○説明員(菊池三男君) 先日お配り申し上げま

たこの表のこととございますが、これは四十年度末の計画要償還額というのの右側に(B)という欄がございますが、これに対し(A)という欄がお金が

ござりますが、これは昭和五十六億ほど少なくなつておられます。これは昭和四十年度末にこれだけ償還できればいいだらうと

いうことで、この数字だけから見ますと、実は計画よりいいようなこれが形になつてゐるのです、こ

の数字は。それで、実はこの数字が問題でございまして、この計画は当初名神道路を開通いたしま

すときにつきめたものでござりますけれども、当初の考え方の計画より供用開始の開通が二年おくれております。実際はこの計画したときより開通が二年おくれておりますので、その間に投資をする

成をめざして大幅にふえると思います。その

規模といったましては、実は道路公団ができました三十四年から現在までの間に、大体建設費のベースで申しますと一千四百億くらいの仕事をやつております。これが三十四年度からござりますから、六、七年ぐらいかかると思ひます。

それが本年度は建設費ベースで一千四百億ぐらいでござりますし、これが幹線をさしあたつて約四千キロぐらいを今後十年間ぐらいでやるということになりますと、逆算いたしますと、毎年やはり二千億あるいはもつと大きい三千億というような数字になります。これが三千億でござります。

それが本年度は建設費ベースで一千四百億ぐらいでござりますけれども、一応現在の計画でございま

すのであげたわけで、これはそういう意味でさらには、これ開通いたしました当初は、やはり計画のうふうに思つております。ただ、結果的には赤字でございます。それで、その赤字といたしましてござりますけれども、一応現在の計画でございま

すのであがたわけで、これはそういう意味でさらには、これ開通いたしました当初は、やはり計画のうふうに思つております。ただ、結果的には赤字でござりますけれども、一応現在の計画でございま

す。

○北村暢君 私の質問、先ほどの間違つておりま

したね、表の見方で間違つておつたんですが、実

際に收支の関係からいふと、四十年度で四十三億一千万ですか、赤字になつてゐるわけですね。いまの計画で大体わかりましたが、現在名神高速に乗つておる乗用車、トラック、バス等の車種別別の利用状況というのはおわかりになつてゐるのかどうか。

○説明員(菊池三男君) 現在のところ、乗用車が約半数の四九%乗っております。これは当初の計画よりだいぶよえております。それから貨物トラックが現在四六%でございまして、当初よりこれは落ちております。というのは、計画をつくりましたときの当初の見方が、トラックがわりあい多くて乗用車が少ないという見方でございましたものが、現在のところ半々というような比率でございます。それから現在、昨年の四月にトラックの料金を値下げいたしまして、いままで十一円幾らだったのを今度は九円五十銭に下げております。その結果、トラックが非常に伸びてまいりましたとして、昨年の四月に料金を改定いたしました前とあとを比べてみると、トラックが大体六割か七割ぐらい一年間に下げた結果ふえております。これはほかの乗用車なりほかのものが大体一割ないし一三%ぐらいの伸びで、全般的な交通の伸びもござります。それに比してトラックが七〇%近く伸びておりますので、そういう意味ではわりあいに明るい見通しを持っております。

○ 説明員(菊池三勇君) 料金制度につきましては、現在のところは路線ごとに償還をするという形で、一応は現在の名神の料金を基本にいたしまして償還年月なんかを考えてやつております。しかし、これがさらに新しい高速道路がふえるようになりますと、必ずしもその料金で採算があることは三十年なり、そういう年数で償還がとれるということがむずかしい路線も入ってまいりますので、そういう全部のものをブルーをしてやつたらどうかというような考え方も持っております。現在それについて検討中でございます。そういたしまして、料金につきましても、そういうブルーいたしたものとしての一つの考え方になろうかと思ひます。

○ 北村暢君 これは大臣にお伺いしておきたいと思ひますが、有料道路で償還年限を三十年——名神の場合三十年ですか、それで現実にトランクの料金を下がらたらトランクが六〇%以上増加してきました。やはり料金に問題があるのでですね。したがつて、三十年償還といいうのをもつと長期にして、料金を下げて、いまの一般国道の混雑を有料道路に乗せるといいうようなことが考えられないのかどうなのか、この点、大臣にひとつ所見をお伺いしておきたいと思います。

○ 国務大臣(西村英一君) いま監理官から東名道路の料金の問題がありましたが、東名は、これは全部でき上がるのには四十三年度ですから、四十四年三月、それまでに来年部分的に相当開業いたします。それから中央もやはりそりかと思いますが、その場合の料金はやはり腰だめですね、まだきめておりませんけれども。東海道は込むというようなことでありますから、部分開業ですから、腰だめであります。

それではそれが開通したらどうなるかというこ

とですが、いまお話をうながしましたように、これまでのよう、名神のようにキロ九円五十五銭ですとやるか、北村さんがおっしゃるよう、ちょっとそれを別な観点から考えるか、要するにやはり収入の面からいえば、安くて利用者がふえてその相乗積がマキシマムならば一番いいのですから、ただ単なる償還年限を主眼にして考え思いますが、したがいまして、東名道路ができるときにやはり収入をマキシマムにするために考えるべきか、その辺は非常に考慮しなければならぬと思います。やはり考へを要すると、ということを考えております。じこうして、さらに高速道路は実に七千六百キロもやろうというのですから、その場合になりますれば、もっと線路別料金制度にするか、あるいはオール・スケールで考へるかというようなことは、ひとつ料金制度につきましては十分学識経験者の意見も皆さん方の意見も徵し、さらに再考するという機会があるのじやないか、かようによると、ひととつ料金制度につきましては十分考へておるのですが、とりあえず来年の部分開業は腰だめでいこう、かよう考へております。

から、これは一体どのように処理せられるおつもりなのか、この点をお伺いしておきたい。

○説明員(菊池三男君) 第一点の、償還が終われば計画の期間が来ないうちでも無料開放するのかという御質問でございます。これは原則として償還期限が来れば無料開放にいたします。ただ内容によりましては、償還期限が——償還の時期がわりあい近づいておりますけれども、非常に交通が伸びまして混雑しておるというようなところでは、場合によれば現在の二車線のところを四車線に拡幅いたしまして、そうしてその需要に合わせるということをやることもございます。ただし、その場合でも償還の期限は伸ばさない、その範囲内でという前提でございます。原則は無料ということになります。

それから第二の赤字路線でございますが、この赤字路線につきましては、実は損失補てん引き当て金という制度がございます。これは、こういう赤字道路を救済する意味で、どの道路につきましても、収入のうちの一般有料の場合は一〇%、高速道路の場合は五%、こういうものを天引きしても、そういうものの財源に充てるよう別に取つてしまっております。そういうことで、現在そういうお金がある程度ござりますので、こういう赤字路線があつても、この赤字路線を期限が来ればそのまま無料に開放いたします。そういう意味の損失補てん引き当て金、それからもう一つ公差制度でございまして、これも、そういうものが全部終りますと、その有料道路が開通してからそれまでに通りました車——何百万台になるか知りませんけれども、それの一五%に当たる数まで統けて料金を徴収して、そうしてこれ無料で開放するわけです。そういうのがまた損失補てんの引き当て金の中に入るわけでございます。

○北村暢君 それでは、次に首都高速道路公団関係についてお伺いいたしますが、これは日本道路公団との接続点のところは関係をいたしすので、両者に質問がまたがるかと思いますが、現在の首都高速道路公団の事業計画を見ますというと、大

六

体八号線までは大体四十六年くらいまでに完成するようでござりますね。この内容を私ちょっとわかつませひので、改付表、こいつはつ景状表、こしひ

等が都心に自由に入つてこれると、これは非常に時間的な差で利用度が違つてくると思うんです。

それからもう一つは、トラック・ターミナルの関連はどうか。現在トラック・ターミナルで

考と
線というのがございます。千葉のほうへ行つてお
る道路でございます。これは京葉道路に接続いた
る

ら各高速度道路——東名、中央道等との接続、将来東北道その他の出てくるようですが、そういうものとの関係で、とりあえず東名と中央道は四十三年完成でありますから、その接続等について放射線の事業計画というものがどのように連係をしておるか、この点をお伺いしたいと思います。

か、この点お伺いしておきたい。
それからインター・チェックの地点におけるト
ラック・ターミナルというものの完成というもの
が、四十三年度の東名なり中央道の完成に間に
合つてできるのか。これは道路関係ではないかと
思うんですが、まあ首都圈整備の関係もあるんだ
ろうと思うのですが、大体これは都市局関係
なんですか。二つあるうちどちらが主たる責任者

えでありますのは、これは運輸省の関係でござりますが、われわれいたしましては、倉庫ある間屋といふものを一体にいたしまして流通センターという形でやってまいりたいと、こういうふうに思つております。その大きな流通センターワーとして考えております中に入つてくるトラックターミナルの位置といったしましては、板橋とこれから京浜二区というのがいま現に進行中のと

○政府委員(竹内謙男君) いま渋谷まで行っておられます三号線というのがござりますが、これを延伸いたしまして――三号線の延伸が今年度から認められておりまして、それを延伸いたしまして四十五年度までに東名高速道路に接続させる、こういう計画でございます。それからもう一つは、新宿方向に四号線というのがございます。これは現在新宿の少し先まで行っておりますが、甲州街道を拡幅いたしまして、これを延ばしまして四十六年度までに中央道に接続できるようになりたい、こういう計画でございます。新しいこの三号、四号の延伸線は、それぞれ今年度から予算がつくことになつております。

○政府委員(竹内藤男君) 現在、東名及び名神国道は環状八号線で受けまして、環状八号線で放射線の街路のすいたところを選んで乗つて都心に入つてくるという形でセットしておりますが、先ほど申し上げましたように、首都高速道路の二路線を延ばしまして、これを接続したい。それが完成が予定どおりいかがどうかという問題でござりますが、甲州街道はあれは両側拡幅いたすことになります。街路を拡幅いたしまして、まん中に高架で高速道路を通すと、非常な難事業でございまます。

三年間ズレがあるわけですね。これとの接続するところ、環八でインター・チェックンジするわけですね。そのインター・チェックンジは、環八のその計画はいまのところ四十三年までにできる、まあこういうことでしようか。今後東名、中央道はこういうことで、いまの説明で大体わかりましたが、実際にこの計画というものがおくれないでやれる見通しというのはあるのかどうなのか。用地買収や、まあ都市開発その他、たいへんめんどうだと思うんですが、そういう見通しがあるのかどうなのか。工事がおくれて接続しないといふと、東名なり中央道は先にできても、特に長距離バス等は都心へ入ってくるのにインター・チェックンジでとまつてしまふという形になりますので、利用度が非常にあれだと思うんですね。したがって、長距離バス

す。したがいまして、われわれといたしましては、できる限り予定の期間にやりたいと思っておりますけれども、用地買収あるいは建物の補償その他でこれからいろいろ困難にぶつかる。それからもう一つは、渋谷から行きます三号線のほうは、御承知のように、玉電がございます。玉電を三軒茶屋から渋谷まで地下に入れまして、その上に高架の高速道路をつくるわけでございますが、これは東急がやっておりますので、玉電の調整という問題がござります。これもいま公団のほうで調整を急いでおりますけれども、この関係がうまくして、これもなかなかむずかしい問題がござります。しかし、これもわれわれといたしましては予定の時期にやるよう努めたいと思っております。

るでは、地方の高速度道路も大事だけれども、とにかく都内から脱出することを早く考えなければならない、これに接続する高速度道路というものを放射線、環状線を通じて完成しなければならない、そういうふうに聞いておったのであります。が、この今度の五ヵ年計画等を見ますといふと必ずしもそういうふうになつていよいよです。それは、首都高速道路公団関係の事業がとてて申請するように進捗しない、それ待つていては、道路公団のほうが接続しない、こういうことなんか、そこら辺の今後の日本道路公団と首都高速道路公団の事業の調整といいますか、そういうものでは一体どうなっているんですか。

○政府委員(竹内藤男君) 実は、先ほど申し上げましたもの以外に、現在やつておりますので七百

の関連として一緒に考えていかなければいけない感じやないかというようなことで検討はしております。
○北村暢君 そうしますと、いまの構想のものは、何という名前でしたか、外郭環状線でしたか、外郭環状線といふのを通じていまの放射線に出ていくものを受けとめる、それに接続するもの、これは先ほどの五カ年計画の中に入つていつごる完成する見込みなんですか。
○説明員(菊池三勇君) 五カ年計画の中には――
五カ年計画、先ほど局長も申し上げましたように、まだきまつておりません。設定されておりません。それで、どれだけ入るということがまだ申し上げられませんが、現在の基本計画なり整備計画なりの中にはこの外郭環状が入つております。

先ほどの高速度道路関係、新規の高速道路に東北道ですね。そういうことで、高速度道路係が大体三千三百キロですか、確定して、今後事業がだんだん始まるというんですか、その場合に内での放射線との関係で、従来私の聞いているところでは、地方の高速度道路も大事だけれども、とにかく都内から脱出することを早く考えなければいけない、これに接続する高速度道路というものを放射線、環状線を通じて完成しなければならぬ

な
の
と
都
業
國
特
越、それから東北、常磐、東関東、ぐるっと放射状に出てまいるのをつなぐ道路でございますが、これは非常に土地柄、あるいはまた海岸を通りますので、コスト的に非常に高いのでござりますけれども、これもやはり東名、中央あるいはその他どの関連として一緒に考えていかなければいけないんじやないかというようなことで検討はしております。

い、そういうふうに聞いておつたのであります
が、この今度の五ヵ年計画等をみますといふと、
必ずしもそういうふうになつてないようです。
それは、首都高速道路公団関係の事業がとて
ものは

は、何という名前でしたか、外郭環状線でしたか、外郭環状線というのを通じていまの放射線に出ていくものを受けとめる。それに接続するもの、これは先ほどの五ヵ年計画の中に入つてい

○政府委員(竹内藤男君) 実は、先ほど申し上げましたもの以外に、現在やつておりますので七百九十九億円のうち、今後五年間の予算額は五百四十一億円であります。この内訳は、第一、建設費三百三十九億円、第二、運営費一百一十二億円、第三、償還負担一百零〇億円であります。

ごる完成する見込みなんですか。

○説明員(菊池三勇君) 五カ年計画の中には——
五カ年計画、先ほど局長も申し上げましたように、まだきまつておりません。設定されておりません。それで、どれだけ入るといふことがまだ申し上げられませんが、現在の基本計画なり整備計画なりの中にはこの外郭環状が入っておりませ

ん。

○北村暢君 そうしますと、やはりちょっと時期的にはおくれるということですね。

○説明員(菊池三男君) いまの五ヵ年計画にまだきまつておりますんといふことで、入っていないというわけでもございません。一部やはりあわせやらなければいけないだらうと思つております。

○北村暢君 大体状況わかりました。

次にお伺いいたしたいのは、もう大体いろいろ聞きましたから終わりたいと思いますが、首都圏整備法に基づく道路計画——いろいろな計画と、それに付随をする先ほどの各高速度道路の道路計画、これがどうも私の見たり聞いたりしているところでは、行政的にもなかなかうまくいっていないのじやないかということを聞いておるのです。いま説明を聞きますというと、はつきりした具体的なものが出ておりませんから、そういう点を指摘することもできない。何かこう非常にうまくいっているように説明では受け取れるのですがね。しかし、この点は私は非常に重要なと思うのです。したがつて、從来この首都圏整備関係のいろいろな事業計画といふものは、各省にまたがり、非常に計画推進上なかなか進まないといふような点で、先ほど実際にこのあらわれている東名、中央道の接続の問題についても、もう三年くらいおくれているということがはつきりしておるわけです。三年、四年おくれている。したがつて、経済効果の点から見れば、非常にむだなわけなんですね。そういう点からいって、やむを得ない事情もあるのでしようけれども、そういう点しつりいかない、こういうふうに思われるのですが、そういう点で、ひとつ建設大臣から今後の方針等をお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(西村英一君) いまお話をありましたように、まあ首都圏内でも一番いま困つておる

は四号線でございます。宇都宮へ行くほう、もう

一本要るところでございます。しかし、そんなことを言つたつてなかなかできないから、バイパス、バイパスとこゝう言つて、どこもバイパスだらうでございます。非常におくれてることを私も認めるものでございます。したがいまして、東海道一号線はもとよりでございますが、この首都圏の交通の利便をはからぬと、なかなかこれはたいへんでございます。都市から抜け出すのに相当時間がかかるということは、皆さん同じことを言うわけでござります。したがいまして、この点につきましても、せつかく道路五ヵ年計画も先般決定をいたしましたので、これから実際問題にかかるわけでございまして、詳細な路線の決定をいたしまして開議に持ち込むわけでございまして、その辺十分御趣旨のあるところを体しまして善処したい、かよう考へる次第でございます。

○北村暢君 最後に一つお伺いしておきますが、この先ほどの五線ですね、高速道路の五路線、これらの工事のいわゆる方法ですが、東名のように、これを短期間に相当スピードを上げて、いま日本道路公団は技術のあらゆるもので動員してやつておるわけですが、そういうようなことで東名に力を入れてきたのが、こういうふうに五つに分散するわけですね。今後、その場合に、各路線について経済効果等を考えつつ工事期間といふものはどうのようになっていくのか、相当これは長期間なのか。五ヵ年計画の中ではとてもこれは完成しないだろうと思うのですが、その場合には、たとえば東北道なら仙台なら仙台といふものの付近をやるとか、そういうようなことでこう飛び飛びにやるのか、全線が何年かの計画でもって一斉に、三年か四年でもつて完成するような形でいくのか。これら検討されるというようなことですが、大体大まかな方針というものをお伺いしておきたいと思います。

○國務大臣(西村英一君) 大体五ヵ年計画——四十六年でございますが、でき上がる高速道路といたしましては、名神がいま開通いたしております。そこで、まあおのの交通事情がところどころ違いますので、やはりただ東京から押していくというわけにいきません。やつぱり部分部分も九州の部分もからなければ、中国の部分も大阪の部分もからなければ、あるいは東北の部分もからなければならぬといふようなことでございまして、やつぱりその部分部分の交通事情に応じましてやつていかなければならぬ。なるべく五ヵ年間にこなしたいと思っておりますけれども、やはりいま考えますと、ざつぱくお話を千キロぐらいは使えるようになるのではないか、かよういま考へる次第でございます。が、さらに詳細わかりましたならば他日御報告する機会があると思います。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。

他に御発言もないようではありますから、質疑は尽きたものと認めます。それでは、これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御意見もないようではありますから、討論は終局したものと認めます。

それは、これより採決に入ります。

建設省設置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案は賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、名神がいま開通いたしておりました。これを委員長に御一任願いたいと存じます。

すが、「異議なし」と呼ぶ者あり。

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれをもつて散会いたします。
午後四時四十分散会

昭和四十二年七月十二日印刷

昭和四十二年七月十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局